

2026年2月24日

（申請先）茨木市長

申請者 住所又は居所 大阪府茨木市中穂積三丁目
4番10号の2
ふりがなくまがい ゆかり
氏 名 熊谷 由加里
電話番号 090 (5976) 7717

特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設立の認証を受けようとする特定非営利活動法人に係る事項	名称	特定非営利活動法人コネクトK
	代表者の氏名	熊谷 由加里
	主たる事務所の所在地	大阪府茨木市中穂積三丁目4番10号の2
	その他の事務所の所在地	
定款に記載された目的	この法人は、哺乳支援をはじめとする母子保健分野における課題に着目し、母子の健康増進ならびに看護職の専門的成長を支援することを目的とする。さらに、専門性の高い哺乳支援に関する調査・研究、成果の普及啓発、相談支援および教育・研修活動を通じて、科学的根拠に基づく看護の発展および地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。	
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 定款（2部） 2 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）（2部） 3 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（1部） 4 各役員の住所又は居所を証する書面（1部） 5 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（1部） 6 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部） 7 設立趣旨書（2部） 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（1部） 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部） 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部） <p>（備考） 「法」とは、特定非営利活動促進法をいいます。</p>	



(注) 申請者の住所又は居所及び氏名の記載に当たっては、法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

特定非営利活動法人コネクト K 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人コネクト K という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府茨木市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、哺乳支援をはじめとする母子保健分野における課題に着目し、母子の健康増進ならびに看護職の専門的成長を支援することを目的とする。

さらに、専門性の高い哺乳支援に関する調査・研究、成果の普及啓発、相談支援および教育・研修活動を通じて、科学的根拠に基づく看護の発展および地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 看護・医療分野における専門的支援および哺乳支援を含む支援方法に関する調査・研究ならびにその成果の普及を通じた人材育成事業
- ② 哺乳支援および母子保健分野に関する相談支援ならびに講義、講演会、セミナー等の開催を通じた普及啓発事業
- ③ その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき

(2) 本法人の名誉を著しく傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者または3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、業務を執行する。

5 監事は、次にあげる職務を行う。

(1) 理事の業務執行および法人の財産の状況を監査する。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または、財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 15 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で、報酬を受けることができる。

2 役員には、職務執行に要した費用を弁償することができる。

3 役員がこの法人の事業として行う講演、研修、その他の専門的業務については、その内容

が役員としての職務に直接該当しない場合に限り、総会又は理事会の承認を経て、謝金を支払うことができる。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第 28 条 総会は、正会員をもって構成し、通常総会および臨時総会とする。

第 29 条 総会は、定款の変更、解散、役員を選任および解任、事業計画および決算その他重要事項を議決する。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の場合により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、第14条第5項第5号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用につ

いては、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページ又は内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 熊谷 由加里

副理事長 我妻 奈都子

理事 森 しのぶ

監事 神村 裕子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から年 2028 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、設立初年度は、入会金および会費は徴収しない。

役員名簿

特定非営利活動法人コネクトK

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	くまがい ゆかり 熊谷 由加里	[REDACTED]	あり
副理事長	あづま なつこ 我妻 奈都子	[REDACTED]	なし
理事	もり しのぶ 森 しのぶ	[REDACTED]	なし
監事	かみむら ひろこ 神村 裕子	[REDACTED]	なし

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人コネクト K
設立代表者 熊谷 由加里

1 趣 旨

本法人は、哺乳支援をはじめとする母子保健分野の課題に着目し、母子の健康増進と看護職の専門的成長を支援することを目的として設立される。

口唇裂・口蓋裂をはじめとする哺乳に課題をもつこどもにとって、適切な哺乳支援は生命維持や成長発達、家族生活、さらには社会的自立に直結する重要な課題である。しかし、現場では十分に体系化された支援が普及しておらず、経験や個人の工夫に依存した対応が散見され、困難感が見られる。このことから、専門的支援の必要性と人材育成の重要性は明らかであり、普遍的な課題であると言える。

本法人は、長年の臨床経験と専門性の高い哺乳支援を基盤として、母子保健および看護分野における教育・研究活動、成果の普及啓発、人材育成、相談支援を行う。また、地域社会の福祉向上に貢献するとともに、国内外で哺乳支援を必要とするこどもや家族に対し、継続的かつ実効性のある支援体制の構築を視野に入れ、本法人を設立する。

2 申 請 に 至 る ま で の 経 過

理事長は、大阪大学歯学部附属病院において看護師として32年間勤務し、口唇裂・口蓋裂児の看護に長年携わる中で、体系化された哺乳支援の必要性を痛感した。臨床経験を重ねる中で、科学的根拠に基づいた専門性の高い哺乳支援の手法を構築し、研究者との共同研究によりその有効性と信頼性を検証した。

個人事業として「コネクトK」を運営し、医療従事者向けの教育活動や普及活動を進める中で、組織的かつ継続的な活動の必要性を認識し、特定非営利活動法人として設立するに至った。

今後は、専門性の高い哺乳支援に関する教育・研究活動の国内外展開や、より多くのこどもと家族に恩恵を届けることを目指す。

以上の理念と活動方針に基づき、公共性と継続性を備えた事業として推進するため、特定非営利活動法人コネクトKを設立し、設立認証の申請を行うものである。

初年度事業計画書

特定非営利活動法人 コネクトK

I 事業の実施方針

本法人は、哺乳支援をはじめとする母子保健分野における課題に着目し、母子の健康増進ならびに看護職の専門的成長を支援することを目的とする。

これまで、口唇裂・口蓋裂児ならびに哺乳が苦手なこどもへの哺乳支援を中心とした看護実践および研究を通じて、専門的支援の必要性と人材育成の重要性が明らかとなっており、これらは普遍的な課題である。本法人は、こうした実践知および研究成果を基盤として、調査・研究、成果の普及啓発活動、相談支援および人材育成等の事業を展開する。

初年度は、法人としての基盤整備を行うとともに、これまで個人事業として実施してきた教育・研究・啓発活動を継続・発展させる。加えて、看護職および母子保健分野における学びと交流の機会を創出し、地域および専門職双方に貢献する活動を段階的に実施する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 看護・医療分野における哺乳支援を含む支援方法の調査・研究および成果普及による人材育成事業

【内 容】看護・医療分野における専門的支援および哺乳支援を含む支援方法に関する調査・研究ならびにその成果の普及を通じた人材育成を行う。

【実施場所】学術集会、オンライン

【実施日時】通年

【事業の対象者】看護職、研究者、医療関係者

【収 益】 400 千円（助成金等）

【費 用】 370 千円（調査研究費、通信費等）

(2) 哺乳支援および母子保健分野に関する相談支援ならびに講義、講演会、セミナー等の開催を通じた普及啓発事業

【内 容】看護職、医療従事者、母子を対象として、哺乳支援および母子保健に関する相談支援、講演会、研修会、セミナー開催する。

【実施場所】看護大学、オンライン、研修施設、医療機関

【実施日時】年数回

【事業の対象者】看護職、助産師、医療従事者

【収 益】 90 千円（セミナー参加費、助成金等）

【費 用】 30 千円（通信費、雑費）

翌年度事業計画書

特定非営利活動法人 コネクトK

I 事業の実施方針

翌年度は、初年度に構築した法人運営および事業実施の基盤をもとに、哺乳支援を中心とした母子保健分野における取組をさらに発展させる。初年度の実践を通じて得られた知見を整理・体系化し、事業内容の質の向上を図る。

これまでに蓄積してきた実践知および研究成果を基盤として、教育・研究活動の充実を図るとともに、将来的な国際的支援の可能性を視野に入れた普及啓発活動を検討する。そのためには、DX・ICTの活用による新たな支援手法の可能性を検討し、継続的かつ実効性のある哺乳支援体制の構築を目指す。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 熊谷メソッドに関する調查看護研究および成果発信事業

【内 容】 調査研究データの結果から熊谷メソッドの体系化を進め、看護職、医療従事者、母子を対象とする教育プログラムを構築する。

【実施場所】 学術集会、オンライン、医療機関

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 看護職、看護学生、医療従事者

【収 益】 320 千円 (入会金、会費等)

【費 用】 50 千円 (通信費、雑費)

(2) 哺乳支援および母子保健分野に関する相談支援ならびに講義、講演会、セミナー等の開催を通じた普及啓発事業

【内 容】 看護職、医療従事者、母子を対象として、哺乳支援および母子保健に関する相談支援、講演会、研修会、セミナー開催を継続する。

【実施場所】 地域施設、オンライン

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 医療従事者・母子

【収 益】 30 千円 (参加費等)

【費 用】 30 千円 (交通費、雑費)

初年度活動予算書

成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人コネクトK

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	400,000	400,000
4 事業収益		
講義・セミナー事業収益	90,000	90,000
5 その他収益		
受取利息		
雑収益	0	
経常収益計		490,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	20,000	
交通費	70,000	
調査研究費	250,000	
通信費	20,000	
雑費	40,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	400,000	
事業費計		400,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
通信費	20,000	
会議費	10,000	
設立事務費用	30,000	
雑費	30,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	90,000	
管理費計		90,000
経常費用計		490,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

2027年度活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人コネクトK
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	10,000	
賛助会員受取会費	12,000	22,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	10,000	
施設等受入評価益	0	10,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
4 事業収益		
セミナー事業収益	90,000	90,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		122,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
交通費	30,000	
通信費	10,000	
雑費	40,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	80,000	
事業費計		80,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	10,000	
雑費	12,000	
通信費	20,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	42,000	
管理費計		42,000
経常費用計		122,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
.....	0	
.....	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
.....	0	
.....	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0